### 第6編

資料

### 事務日程 \_

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期]

然
争の
_

備考		選 李 管理 基本 经租金 表		オンライン			入札室	321会議室	ライブ放映 ライブ放映	オンライン	選挙管理委員室	印刷所	ABC会議室	印刷所
処理事項	<ul><li>・政治活動用ポスターの掲示の制限について(法143億、億)</li><li>(任期満了前6月(1月25日)~選挙の期日まで)</li></ul>	第5回選挙管理委員会 (13:30~14:30) [ 議案 ] 「	任期満了前90日における春附の禁止の強化について(法199の2、199の5) (任期満了前90日(4月26日)~選挙の期日まで)	·長崎県各市町選挙管理委員会連合会総会(14:00~16:00)	GW (5/2 (月) 、5/6 (金) を除く)	[奏員会告示] ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数	<ul><li>投票用紙及び封筒類入礼(10:00~)</li></ul>		都道府県・指定都市選挙管理委員会委員長・書記長会議(10:00~12:00) 都道府県・指定都市選挙管理委員会選挙担当係長会議(13:00~16:00)	市町選挙管理委員会委員長·書記長会議 (13:30~16:	第6回選挙管理委員会(13:30~14:30) ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40 万に3分の1を乗じて得存数とを合算して得た数は近近に県議会議員選予に3分の1を乗じて「得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選予に3別の3分の10数について(61矩時巻録)	<ul><li>投票用紙の原版作成(10:00~12:00)</li></ul>		<ul><li>投票用紙の印刷(9:00~17:00)</li></ul>
投票日	▲ 166	08 <b>∢</b>	<b>▲</b> 73	▲ 74	(H) H	<b>▶</b> 61	<b>▼</b> 59	<b>▲</b> 52		<b>▲</b> 45	<b>▶</b> 44	▲ 41	▲ 40	▶ 39
公示日	148	₽ 62	₹ 22	▶ 56	5月8日	▶ 43	₽ 41	▶ 34		▲ 27	<b>▶</b> 26	▶ 23	<b>▲</b> 22	<b>▶</b> 21
	<b>∢</b>	·	<b>▼</b>	<u> </u>	~ (₩)					_		_	Ĺ	
盟	٦ ۲	<del>K</del>		H X	Ш	Ψ.	<del>K</del>			H	倒	Е		Ε.
月日	1月25日	4月21日	4月28日	4月27日	4 <b>H</b> 29	5月10日	5月12日	5月19日		5月26日	5月27日	5月30日	5月31日	6月1日

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期日]

公 1. 県の事務

			18H		RH		ラブ				ᄩ	£RH	-EKH										-ESHI	-EKH																
華	印刷所	印刷所	県庁内会議室	; ;	県庁内会議至	書記室	県政記者クラ	書記室	印刷所	書記室	県庁内会議室	321会議室	県庁内会議室	書記室	1	井品							ABC会議室	ABC会議室	実施放送局															
処理事項	3・投票用紙の裁断①・投票用紙の点字表示刻印① (9:00~17:00)   19 第数 1 全簿 数码 支幣 記 支地 3 立 (市 味 数 8)	□ 応手へも存せばるのではないできた。 投票用紙の裁断②・投票用紙点:	・投票用紙等の搬入・梱包(9:00~12:00)	・原子投票用紙・在外投票用紙等の仕分け	<ul><li>1 ・投票用批等・在外投票用批等の発表(p:30~/:45)・生市町割着 【県議会開会】</li></ul>	1 -	・投開票速報記者レク	■第1回投開票速報リハーサル(オンライン) ※県・市町	・選挙公報の印刷・発送にかかる打合わせ(13:30~14:30)	■第1回公示日リハーサル (オンライン)	7 表示板、標旗、腕章、ビラ証紙の納品	5  ・政見放送事前申込み(14:00~15:30)	4in/	·名簿届出政党等名称等揭示貼付用台紙(期日前用)納品	【報告】足時登録■無金の回の日に、 サーベーン・	■第2回公示日リンプ	・通常国会最終日【会期延長がない場合】	- 公宮物資の箱詰め 	(	श⊩	・ポスター掲示開始期日(法144の2⑤)	・名簿届出政党等名称等掲示貼付用台紙(期日前用)の市町への到着完了	• 立候補届出会場設営	立候補届出受付リハーサル	政見放送事前収録 (8:00~18:00)	] [選挙人名簿登録基準日·登録日]	口選举人名簿登録者数速報受理(法22②、地自法第74④)	9	- 繰上投票区及び投票期日(法56、令46①) 	・選挙長及び同職務代理者の選任 (法75、令80、81)	・選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81)	・選挙会を行う場所及び日時(法78)	┃・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法169⑤)	│・政見放送順序を定めるくじを行う場所及び日時(実施規程14①)	・投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。) における	名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び	日時 (法1753)、⑤)	き及ひ	(法197の2①、②、令129)	<ul><li>・選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数ほか(地自法74ほか)</li></ul>
校票 日	▲ 38	▶ 37			<b>▲</b> 34	▶ 33	<b>▲</b> 32	<b>▲</b> 31		▶ 30	▲ 27	<b>▲</b> 26	<b>▲</b> 25			₽7 ▼						▲ 23		<b>▲</b> 20		<b>▲</b> 19		<b>▲</b> 18												
公示日	▶ 20	€1 ◀	▶ 18		<u>ရ</u>	<b>▲</b> 15	▶ 14	▶ 13		<b>▲</b> 12	6 ◀	▲ 8	_ ◀			•						₹ 2		<b>▲</b> 2		<b>-</b>		0												
盟	K	徘		T	Щ	⊀		ĸ		徘	田	×	长		+	+						徘		田		×		¥												
ВВ	6月2日	6月3日	6月4日	I	日 9 氏 9	6月7日	6月8日	日6日9		6月10日	6月13日	6月14日	6月15日		0	日01日0						6月17日		6月20日		6月21日		6月22日												

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期日]

1. 県の事務

月日	祖 田 山 本	牧票日	処理事項	備考
			(選挙長告示] ・選挙長の執務場所(県規3②) ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、62億) ・候補者届出書の受理(法86億)※以下、「立候補届出」と表記(選挙分会長の執務場所(県規3②) ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、62億) (選挙なら、立候補届出受理等関係事務] ・立候補届出受理の報告(法36の4億)。	
			・ 照会 ・ 連報 (総務省、市町、地方書記室、県政記者クラブ) ・ 企営物質 (法付1⑤、 延期2000ほか)の交付 ・ 選挙 建務所の設置・ 異動届の受付開始 (法1302、今108) ・ 選挙 事務所の設置・ 異動届の受付開始 (法1302、今108) ・ 出納責任者の選任・ 異動届の受付開始 (法1302、今108) ・ 選挙立会人届出の受付開始 (送19702(3、今1298)) ・ 選挙立会人届出の受付開始 (選挙期日前3日まで) (法76、62①) ・ 選挙公報掲載申請の期限 (翌日17時) (法168①)	10:30頃
			・ 以兄が広中公かの別版(は190년)、実施現在の④) ・ 政見放送及び経歴放送順存を定めるくじの実施(実施規程14①) ・ 政見放送の日時の通知(実施規程14③) ・ 立候補辞退届出の期限(17時)(法86の4億) ・ 県選管ホームページに候補者情報を掲載 ・ こって多簿(選挙欠)の発注	17:30 円副所
6 J 22 H 3	*	•	・原子名簿 (選季区) の発注 ・原子名簿 (選季区) の発注 ・ 原葉の方知らせ (点字・音声版)」の発注 (要事前打合かせ) ・推薦成益の出るのでは、 ( 1976) (1	印刷所 作成者 作成者

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期日]

	県の事務	豫			
ВВ	歴	公示日	投票日	処理事項	華
6月23日	<del>K</del>	-	<b>1</b> 17	・選挙公報掲載申請の期限 (17時) (法168①) ・比例選挙公報原稿データを総務省からメール受信・印刷所へ送付・選挙区・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施(法169⑤)	18:00
				・比例代表・選挙公報掲載申請政党等の数及び掲載ページ等の通知受理・レ励件表・選挙へお掲載邮匠をでやめスイドの害権(ユ・160年)	10.30
				- LP1/VX - 医キム和内部 MRT B LEON S N CON 天地 VA 1030 例 ・ 選挙区 - 比例選挙公報版下及びフィルム作成、検査(21:00~24:00)	19:30
		-			印刷所
		,		・投票所における名簿届出政党等の名称等掲示の印刷(完了次第送付) 立体は同事な書の始に	<b>印刷所</b>
6 H 2 / H	4	0	<b>1</b> 16	.   -	ADC別選出
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1	1		
6月25日	Ŧ	3	<b>▲</b> 15		
6月26日	В	4	▲ 14	選挙公報 市町への発送	
6月27日	百	2	<b>▶</b> 13	_	12:00 記者発表 馬崎市選管
6月28日	×	9	<b>▲</b> 12	点字の候補者等名簿及び選挙	
6月29日		7	4		書記室
6月30日		8		_	
				・比例代表補充名簿届出期限(法86の4⑧)	
				・比例代表名簿取下期限(法86の4⑧)	
				点字名簿の市町への到着完了【予定】	
				投票所における名簿届出政党等名称等掲示の市町への到着完了【予定】	
7月1日		6	▲ 9		オンライン
7月4日	Е	12	▼		12:00 記者発表
7月7日		15	<b>▶</b> 3		
				■第3回投開票速報リハーサル(オンライン) ※県・市町	
				<u></u>	
				選挙立会人のくじの実施、	
7月8日	俐	16	<b>▶</b> 2	·選挙公報各世帯配布期限(法170①) ·政見放送最終日(実施規程12②)	
7月9日	Ħ	17	<b>-</b>	③繰上投票区投票日(法5g)	
				期日前投票及び不在者投票最終日	
				·選挙運動最終日(法129)	
				口期日前投票者数速報受理(3回目)(~10:00)	12:00 記者発表
				口選挙当日有権者数速報受理	翌日10:00 記者発表
				口繰上投票区投票結果速報受理	集計完了次第 記者発表
7月10日	П	18	0		市町村課
				・選挙事務所廃止届の受付	
				口選举当日有権者数記者発表(10:00)	10:00 記者発表
				口期日前投票者数速報受理(最終)(~10:00)	
				口推定投票率受理·記者発表	
				<b>是速報</b>	随時 記者発表
7月11日	畄	19	ļ	・投開票結果の文書検収①(法66③、令74、要領)	321会議室
				当選証書の作成	
7月12日				投開票結果の文書検収(	321会議室
7月13日	大	21	က	<ul><li>選挙区選挙会(法80)(9:3</li></ul>	321会議室
				<ul><li>・比例代表選挙分会(法80)(10:30~)</li></ul>	321会議室

第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期日]

公 投												
の単数       内田       本日       大       日       大       日       51       64       85       15       16       17       18       19       10		垂	県庁内会議室	特別応接室	特別応接室		総務省	総務省				
事     本       A     大       A     C       A     C       B     C       A     C       B </td <td></td> <td>必理事項</td> <td>・選挙管理委員会あての選挙区当選人の決定報告の作成 (法<math>10103</math>①) ・第 <math>8</math> 回選挙管理委員会 <math>(14:00 \sim 14:30)</math></td> <td><ul><li>・当選の告知(法101の3②)</li></ul></td> <td><ul><li>・当選証書付与式(法105①)(15:00~)</li></ul></td> <td>・当選人の住所及び氏名の告示(法101の3②)</td> <td>・選挙区選挙の当選人に関する報告(総務大臣あて)(法108①)</td> <td>・比例代表の選挙分会報告(選挙長あて) (法81①)</td> <td></td> <td></td> <td>・当選の効力に関する訴訟提起期限 (法208)</td> <td>36 - 供託証明書返還開始(訴訟提起がない場合) (法93、令93)</td>		必理事項	・選挙管理委員会あての選挙区当選人の決定報告の作成 (法 $10103$ ①) ・第 $8$ 回選挙管理委員会 $(14:00 \sim 14:30)$	<ul><li>・当選の告知(法101の3②)</li></ul>	<ul><li>・当選証書付与式(法105①)(15:00~)</li></ul>	・当選人の住所及び氏名の告示(法101の3②)	・選挙区選挙の当選人に関する報告(総務大臣あて)(法108①)	・比例代表の選挙分会報告(選挙長あて) (法81①)			・当選の効力に関する訴訟提起期限 (法208)	36 - 供託証明書返還開始(訴訟提起がない場合) (法93、令93)
B     H     L     文金       A     A     L     A     A		投票日					4		15	30	33	
月 1. 県の 月 1 曜 日 7月 14日 木 7月 25日 月 日 8月 9日 火	務	公示日					22		33	48	51	54
月日 月日 7月14日 7月14日 7月25日 8月25日 8月15日	り事	製							田	¥	徘	Е
	1. 県(						7月14日		7月25日	8月9日	8月12日	8月15日

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期日]

2. 市町の事務

選挙関係 <sup>28</sup> ) 902年) 5代 (246163) (241613) (241613) (241613) (240①7 (2410〕7 (2410〕7 (240①7 (240①7 (240①7 (240①7 (240①7 (240①7 (240①7 (240○7 (240〕7 (240)7	月日 曜日	公示日	投票日		処理事項	備考
				* -	選挙期日の公示前に準備・処理す 関票区の分割協議(法18②)	
	_ 各種 <sup>漢</sup>	準備	_	7	が来たころ billowing (AFICを) 投票区の見直し(投票区の告示) (法17②、	
				က		
				4		
					・減少 協議(法144の2/2) ・掲示程勢電場所の選定(注144の? 会111)	
					- 過水物政学を加えるため、(カロ・1997) - 掲示場設置図面の作成(令111の2、要領)	
					・掲示場の設置(公示前2日まで)(法144の2、県規28)	
					・掲示場設置場所の告示(設置後直ちに)(法14の2④)	
					・立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付	
					(公示日前5日以降、希望者のみ候補者ごとに2部以内) (令111の2、要領)	
				ດ	個人演説会(公営施設使用)	
					の承認 (法1613)、	
					:	
					使用予定表の作成の公主 (今110の)	
				g		
				,	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
· · · · · ·					選挙人名簿の縦覧場所の決定 (法23②)	
					・選挙人名簿の登録予定者の調査 (法21④)	
					・選挙人名簿の整理及び抄本の作成(法19項、27)	
				^		
					・登録事務の迅速化(公示日~選挙期日は登録ができない。) (法30の6②)	
				œ̈	投票管理	
					・投票期日の繰上げ内申(該当市町)(法56、令46)	
					・投票時刻の繰上げ・繰下げの届出(該当市町)(法40①ただし書き)	
					(内定)	
					・投票所の設置場所の決定(法39)	
					・不在者投票にかかる指定投票区等の決定(法37⑦)	
					各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成	
					・選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び	
					日時の決定(法1753、県規533)	
					・投票时人場券の作成(準備)(令31)	
					・転出 (予定)	
				თ		
					- 朔口即次示例の改画数、改画-参加、改画朔国中の矛龙、古斯等、范斯岛、北京七七十十十二十二十二十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
ルスキョセは、144の第7、モロ、145の121、イルグ) 取び内定者等への事務手続き(通知) 群偽投票的止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについ 投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の材 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼(該当市町) 不本書批専用な途のホイル書にか出って会り 5.3、					な売者、な売款、到印された郷、選手へ右海が全の床官・官理力法の次定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
たので、 ・ できないできない。 ・ できないできない。 ・ できないできない。 ・ できないできない。 ・ できないできない。 ・ できないできない。 ・ できないできない。 ・ できない。 ・ で					次次によれている場合は、一次の一般を表現している。これである。これでは、これでは、日本の一般を主義を、「通知」	
投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の4 不在者投票 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼(該当市町) エエキ地町出途のホイ4連正のはっ(今2) EA					びのこれによった。 できる (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の特不在者投票 不在者投票 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼(該当市町) エホまや田田鉱やのエムは正か出っ(AC) EA)					投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備	
不在者投票 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼(該当市町) エケナサ地町田鉱金の六十組正の出っ (AC) EA					・複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討	
1中円)				10	不在者投票	
15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15.						

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期]

2. 市町の事務

																	オンライン	ABC会議室																							
・不在者投票記載場所の決定(令56、57)	· 仅未旨生台(IIml 医目安良女)の事が補助教引者の不た、事物力担の1F級 · 不在者投票用締筆の小示日前郵送日の決定(会23)	(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者		11. 在外選举投票	・在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理(令65の11①)	(選挙期日前4日前まで)	(参議院議員の任期満了日前60日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を	郵送することができる。) (令65の11、在外則23)	12. 開票管理	・開票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、令67)	・開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法63、64)	・開票立会人のくじを行う場所及び日時の決定(法62②)	(選挙期日前3日(7月7日)午後5時以降)	13. 選挙公報	・配布計画の作成等(法170①、②)	- 速報オンラインシステム 機器設置 導通確認	市町選挙管理委員会委員長 - 書記長会議 (13:30~16:00)	· 立候補予定者·政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要)	- 定時登録 (基準日6/1 - 登録日6/1)	・投票用紙等・在外投票用紙等の受領完了	■第1回投開票速報リハーサル(オンライン)	・名簿届出政党等名称等掲示貼付用台紙(期日前投票所用)の受領完了		〇ポスタ一掲示場設置場所の告示(設置後直ちに)(法144の2①、④)		【選挙人名簿登録基準日·登録日】(法22②)	・選挙人名簿登録者数の県選管への報告(~11:00)(令22①、要領)	〇選挙人名簿登録抹消の告示(随時)(法28)	〇選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数の告示(地自法74ほか)	・不在者投票投票用紙等の発送開始(令53①)	②公示日【諸告示の執行等】	〇投票所の告示 (法41①)	〇投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知	(法37②、令24①、25)	〇投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における	選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の	告示 (法1753)、⑤、県規533)	〇期日前投票所の告示(令49の7、令25)	〇期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名等の告示、	選任通知 (令49の7、25、27)	
																日(金)	₹	•	ĵε <b>▼</b>	•	•	•	•		<b>■</b> 16						•										
	進備															~5月27	<b>▲</b> 27	<b>▲</b> 22	<b>▲</b> 21	<b>▲</b> 16	<b>▲</b> 13	▲ 5	<b>▲</b> 2		<b>▲</b>						0										
																	ĸ	×	¥	町	₩	④	Н		⊀						长										
	_															5月23日	5月26日	5月31日	6月1日	日9ビ9	日6畄9	日71日9	6月20日		6月21日						6月22日										
	・不在者投票記載場所の決定(令56、57)	・不在者投票記載場所の決定(令56、57) ・投票管理者(市町選管委員長)の事務補助勧 ・ 不在者投票用無業の小売日輔郵送日の決定	・不在者投票記載場所の決定(令56、57) <td col<="" color="2" rowspan="2" td=""><td></td><td>=</td><td>=</td><td></td><td></td><td>= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7.11. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3.</td><td>- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票管理者(市町選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(今53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降) - 不在者投票開業の受理(令50①、④) - 11 在外選挙投票 - 在小選挙投票 - 在外選學投票(本670①、④) (選挙期目前日前日前まで) (養離院議員の任期第7日前60日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を 郵送することができる。)(令65011、在外則23) - 開票管理</td><td>各種準備         ・ 不在者投票記載場所の決定 (令56、57)           ・投票管理者 (市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成           ・不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定 (今53)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票はなの計目1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は次の計算を投票           ・不在者投票開業の受理 (今50①、④)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目標本の登理(65010)           (公司期間1日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前月日前0日日本できる。(54011、在外別23)           (選挙期目前4日前第7日前0日日本たる日(5月26日)から投票用紙等を創意さることができる。)(令65011、在外別23)           (選挙期日前3日 7日)         (第季期報時時期時期時期時期時期時期時期時期間           (選挙期日前3日 7日)         (第章期日前3日 7月7日) 午後5時以降)           (選挙知日前3日 7月7日)午後5時以降)         (13. 選举公報           ・配布計画の作成等(法170①、②)         (本の本)           本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 和 市 計畫等管理委員会員長・書記長会議(13:30~16:00)         オン           本 本 和 市 五 本 和 市 五 本 和 市 五 全 表 中 成党等 前 9 会 13:30~17:30)(市 市 の 上 成 市 五 大 本 和 市 五 本 元 大 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本</td><td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目本の公司(自20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票請本の受理(今50①、④)</li> <li>11. 在小選等投票</li> <li>・ 在台投票請本の受理(今50①、④)</li> <li>12. 在小選等期前4日前4日の日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を郵送機関金投票に使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(当職務代理者の選任(内定)(法61、今67)</li> <li>・ 開票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、今67)</li> <li>・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 開票が・開票が・開票所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 18. 選挙公報</li> <li>・ 18. 選挙公報</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 18. 直報本ンセインシスカム、機器設置・導通確認</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>水 本 27 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要) A B B 太 12 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要) A B B 大 1 本 21 本 31 上 39 ・定時登録(基準目6/1・登録目6/1)</li> </ul></td><td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         <ul> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目本の公司(自20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(今53)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(今53)</li> <li>・ 不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(公司申前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(日本外選等型用紙等の選集に使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(審議院議員の任期第下目前60日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を郵送を力が、「開票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、令67)</li> <li>・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・</li></ul></li></ul></td><td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面建管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 不在者投票開業等の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 在本投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>・ 11. 在外選等投票(上使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前3日で)</li> <li>・ (選達期日前3日で)</li> <li>・ (選達期日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達報日前3日で)</li> <li>・ (選達報日前3日で)</li> <li>・ (選達報子ンラインシステム 機器設置・薄通確認</li> <li>・ (選達報子ンラインシステム 機器設置・薄通確認</li> <li>・ (国課を登録を受し、書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 市団選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 市団選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 本 51 本 51 日 本 51 と昨登銭(基年日6/1・登録日6/1)</li> <li> 本 51 本 51 日 20 ・定時登銭(基年日6/1・登録日6/1)</li> <li> 本 11 本 51 日 21 投票用紙等・在外投票用紙等の受傷完了</li> <li> 本 11 本 11 国第1回投開票連報・ルーナル(オンライン)</li> </ul></td><td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成</li> <li>・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目な公司目前2日(6月20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>11. 在外選等投票</li> <li>・ 在者投票目本の受理(今50①、④)</li> <li>12. 情景管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、合67)</li> <li>・ 日本外選等投票</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>13. 選挙公報</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>13. 選挙公報</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 本 27 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~15:00)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~16:00)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~16:00)</li> <li>木 本 11 本 31 国第1回投開票基報リハーサル(オンライン)</li> <li>金 本 5 本 23 本 42 全権出政党等名称等掲示路付用台紙(期日前投票所用)の受領完了</li> </ul></td><td>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)  ・ 投票管理者(市町選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成  ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)  (公示日前日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は大公示目前2日(6月20日)以降)  ・ 不在者投票構成の公理(今50①、④)  11. 在外選拳切器(</td><td></td><td>各種準備</td><td>- 不在者投票記載場所の決定 (寺56、57) - 投票管理者 (市町遺管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示目前郵送日の決定 (寺53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (寺50①、④)  11. 在外選挙投票 - 在外選挙投票 (で用する投票用紙等の経済用紙等の請求受理 (寺65011①) (選挙期日前4日前まで) (選挙期日前4日前まで) (選挙期日前4日前まで) - 開票場所・開票場所・開票開始時刻の決定 (法63、64) - 開票公会人のくじを行う場所及び日時の決定 (法62②) (選挙期日前3日 (7月7日) 午後5時以降) 13. 選挙公報 - 配布計画の作成等 (法170①、②) (選挙期日前3日 (7月7日) 午後5時以降) 14. 直接行うシステム 機器設置・導通確認 - 配布計画の作成等 (法170①、②) 15. 直接対ンラインシステム 機器設置・導通確認 - 配布計画の作成等 (法170①、②) 16. 「日 (本) 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員を発見を引き録目が1) - 本 13 本 45 市町選挙管理委員を登録と報告においる (第14402①、④) - 本 13 本 45 市町選挙管理委員の発達期限(要領) - 本 13 本 13 年末日投票投票用紙等の発達開始(今59の5の4⑦) - 本 14 本 19・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始(今59の5の4⑦) - 本 15 本 10 ・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始(今59の5の4⑦)</td><td>- 不在者投票記載場所の決定 (寺56、57) - 投票管理者 (市町遠管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票記載場所の決定 (寺58) - 不在者投票用報等の公示日前郵送日の決定 (寺53) - 不在者投票局域を分配 (台20日) 以降) - 不在者投票局域をの受理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの要理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの要理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (寺65011①) - (選挙期目前4日前まで) - (選挙期目前4日前まで) - (</td><td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市町遺售委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示目前郵送目の決定 (令53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者投票は公示日前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票用状の受理 (今500)、4) - 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (今65011①) - 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (今65011①) - (選挙期目前日前まで) - (選挙期目前日前まで) - (選挙期目前日前まで) - (調業等程理 開票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法61、令67) 開票分 (</td><td>- 不在者投票記載場所の決定(令56,57) - 投票管理者(市町建管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送目の決定(令53) - (公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公司日前日日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選舉期日前1日前まで) - (議職元金人のくじを行う場所及び日時の決定(法62,64) - (選舉力入シンステム、機器設置・導通確認 - 配付補予定者・政党等認明を(13:30~16:00) - (選舉力とインシステム、機器設置・導通確認 - 配付 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 21 本 45 市町選举管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00) - (選舉人名等登録基準日・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準日6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準日6/1・登録日6/1 - 本 2 1 本 30 ・定時報を確立の記書を紹示を記書を記号を請して会録日(13:30~16:00) - 選挙人名等登録基準日・登録日1(13:30~16:00) - 選挙人名等登録者数の号の日報(法222) - 選挙人名簿登録者数の号の日及び3分の日の数の合売(地台法74ほか) - (選挙人名簿登録者数の50分の日及び3分の日の数の合売、地台法74ほか) - (選挙人名簿登録者数の50分の日及び3分の日の数の合売、地台法74ほか)</td><td></td><td>合種準備         ・不在者投票記載場所の決定(令56, 57)           ・投票管理者(市町速售委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成           ・不在者投票目報等の企亦日前動送日の決定(令53)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は公元日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は次の受理(令500)、④           ・不在者投票目案の受理(令500)、④           ・不在者投票目案の受理(令500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不体者投票目標を担認して対立さる。)(今65011、在外別23)           ・開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法61、今67)           ・開業所・開票場所・開票開始時刻の決定(法62、20)           ・配布計画の作成等(法170①、②)           水 本 21 本 40 広機者を開業表員会委員長・書記長金護(13:30~16:00)           オ 本 11 本 31 連第1回投開票連載リー・サル (オンライン)           日本 22 ・名塚届出政党等裁判署           日本 23 ・名塚届出政党等表表表示の分別第2           日本 24 本 40 立機構予定者・政党等裁判の不合投票を課金           日本 23 ・名塚届出政党等裁判をの予定目的(1)           日本 24 本 40 立機構不等・在外投票用紙等の受領完了           日本 24 本 54 本 25 全 を 25 を 25 を 25 を 25 を 25 を 25 を 25</td><td>  全種準備</td><td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市西道管委員長, の事務報酬執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票記載場所の決定 (今53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 投票は公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 投票は公元目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 - (会議等期目前1日前まで) - (選挙期目前1日前まで) - (選挙期目前1日前まで) - (関票管理 - (開票管理 - (所票所・開票局所・開票局所・開展局等の設定(法60.20) - (選挙期目前1日前まで) - ( 国票管理 - ( 所票所・開票局所・開票局所・開展局等の設定(法60.20) - (</td><td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56、57) - 投票管理者 (市西道管委員長 の事務報助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用報等の公示目前副送目の決定 (令53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示目前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - ( 24</td><td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市市運售委員長、の事務制動制行者の決定、事務分担の作成 - 存在者投票記載場所の次末 (今56,53) - (公示目前1日以降とする, ただし、特定圏外派遣隊員の不在者 投票は公示目前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - (温達期日前1日前まで) - (温達期日前1日前まで) - (国達学的日間にあたる日 (5月20日) 以降) - (国達学的日間に対してきる。) (今550月、在4月220日) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国本) - (国票管理委員会委員長・書記長会議(13:30~15:00) - (国本) - (国本)</td><td>- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票管理書 (市市運管委員長、0事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53) - (公示日前日102年 27。たたし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降) - 不在者投票請求の受理(今50①、④) - (4年20月 2月 2月</td><td>- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票信用 (中国連管委員長、の事務補助制作者の決定、事務が担の作成 - 不在者投票開業や公示日前型と目の決定(令53) - (公示日前日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前12日(6月20日)以際) - 不在者投票請求の受理(今50①、④) - (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前1日(6月20日)以際) - (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前1日(6月20日)以際) - (金養期間前日前日前五年で) - (金養期間前日前日前五年で) - (金養期間前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日</td><td></td><td>- 不在者投票配款場所の決定(今55、57) - 投票管理者(市町運管委員長、の事務補助制行者の決定(等53) - (公示日前日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前1日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前1日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (当年) - (当年)</td></td>	<td></td> <td>=</td> <td>=</td> <td></td> <td></td> <td>= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7.11. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3.</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票管理者(市町選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(今53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降) - 不在者投票開業の受理(令50①、④) - 11 在外選挙投票 - 在小選挙投票 - 在外選學投票(本670①、④) (選挙期目前日前日前まで) (養離院議員の任期第7日前60日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を 郵送することができる。)(令65011、在外則23) - 開票管理</td> <td>各種準備         ・ 不在者投票記載場所の決定 (令56、57)           ・投票管理者 (市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成           ・不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定 (今53)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票はなの計目1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は次の計算を投票           ・不在者投票開業の受理 (今50①、④)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目標本の登理(65010)           (公司期間1日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前月日前0日日本できる。(54011、在外別23)           (選挙期目前4日前第7日前0日日本たる日(5月26日)から投票用紙等を創意さることができる。)(令65011、在外別23)           (選挙期日前3日 7日)         (第季期報時時期時期時期時期時期時期時期時期間           (選挙期日前3日 7日)         (第章期日前3日 7月7日) 午後5時以降)           (選挙知日前3日 7月7日)午後5時以降)         (13. 選举公報           ・配布計画の作成等(法170①、②)         (本の本)           本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 和 市 計畫等管理委員会員長・書記長会議(13:30~16:00)         オン           本 本 和 市 五 本 和 市 五 本 和 市 五 全 表 中 成党等 前 9 会 13:30~17:30)(市 市 の 上 成 市 五 大 本 和 市 五 本 元 大 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本</td> <td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目本の公司(自20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票請本の受理(今50①、④)</li> <li>11. 在小選等投票</li> <li>・ 在台投票請本の受理(今50①、④)</li> <li>12. 在小選等期前4日前4日の日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を郵送機関金投票に使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(当職務代理者の選任(内定)(法61、今67)</li> <li>・ 開票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、今67)</li> <li>・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 開票が・開票が・開票所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 18. 選挙公報</li> <li>・ 18. 選挙公報</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 18. 直報本ンセインシスカム、機器設置・導通確認</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>水 本 27 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要) A B B 太 12 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要) A B B 大 1 本 21 本 31 上 39 ・定時登録(基準目6/1・登録目6/1)</li> </ul></td> <td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         <ul> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目本の公司(自20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(今53)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(今53)</li> <li>・ 不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(公司申前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(日本外選等型用紙等の選集に使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(審議院議員の任期第下目前60日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を郵送を力が、「開票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、令67)</li> <li>・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・</li></ul></li></ul></td> <td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面建管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 不在者投票開業等の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 在本投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>・ 11. 在外選等投票(上使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前3日で)</li> <li>・ (選達期日前3日で)</li> <li>・ (選達期日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達報日前3日で)</li> <li>・ (選達報日前3日で)</li> <li>・ (選達報子ンラインシステム 機器設置・薄通確認</li> <li>・ (選達報子ンラインシステム 機器設置・薄通確認</li> <li>・ (国課を登録を受し、書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 市団選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 市団選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 本 51 本 51 日 本 51 と昨登銭(基年日6/1・登録日6/1)</li> <li> 本 51 本 51 日 20 ・定時登銭(基年日6/1・登録日6/1)</li> <li> 本 11 本 51 日 21 投票用紙等・在外投票用紙等の受傷完了</li> <li> 本 11 本 11 国第1回投開票連報・ルーナル(オンライン)</li> </ul></td> <td><ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成</li> <li>・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目な公司目前2日(6月20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>11. 在外選等投票</li> <li>・ 在者投票目本の受理(今50①、④)</li> <li>12. 情景管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、合67)</li> <li>・ 日本外選等投票</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>13. 選挙公報</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>13. 選挙公報</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 本 27 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~15:00)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~16:00)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~16:00)</li> <li>木 本 11 本 31 国第1回投開票基報リハーサル(オンライン)</li> <li>金 本 5 本 23 本 42 全権出政党等名称等掲示路付用台紙(期日前投票所用)の受領完了</li> </ul></td> <td>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)  ・ 投票管理者(市町選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成  ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)  (公示日前日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は大公示目前2日(6月20日)以降)  ・ 不在者投票構成の公理(今50①、④)  11. 在外選拳切器(</td> <td></td> <td>各種準備</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定 (寺56、57) - 投票管理者 (市町遺管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示目前郵送日の決定 (寺53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (寺50①、④)  11. 在外選挙投票 - 在外選挙投票 (で用する投票用紙等の経済用紙等の請求受理 (寺65011①) (選挙期日前4日前まで) (選挙期日前4日前まで) (選挙期日前4日前まで) - 開票場所・開票場所・開票開始時刻の決定 (法63、64) - 開票公会人のくじを行う場所及び日時の決定 (法62②) (選挙期日前3日 (7月7日) 午後5時以降) 13. 選挙公報 - 配布計画の作成等 (法170①、②) (選挙期日前3日 (7月7日) 午後5時以降) 14. 直接行うシステム 機器設置・導通確認 - 配布計画の作成等 (法170①、②) 15. 直接対ンラインシステム 機器設置・導通確認 - 配布計画の作成等 (法170①、②) 16. 「日 (本) 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員を発見を引き録目が1) - 本 13 本 45 市町選挙管理委員を登録と報告においる (第14402①、④) - 本 13 本 45 市町選挙管理委員の発達期限(要領) - 本 13 本 13 年末日投票投票用紙等の発達開始(今59の5の4⑦) - 本 14 本 19・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始(今59の5の4⑦) - 本 15 本 10 ・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始(今59の5の4⑦)</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定 (寺56、57) - 投票管理者 (市町遠管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票記載場所の決定 (寺58) - 不在者投票用報等の公示日前郵送日の決定 (寺53) - 不在者投票局域を分配 (台20日) 以降) - 不在者投票局域をの受理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの要理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの要理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (寺65011①) - (選挙期目前4日前まで) - (選挙期目前4日前まで) - (</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市町遺售委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示目前郵送目の決定 (令53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者投票は公示日前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票用状の受理 (今500)、4) - 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (今65011①) - 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (今65011①) - (選挙期目前日前まで) - (選挙期目前日前まで) - (選挙期目前日前まで) - (調業等程理 開票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法61、令67) 開票分 (</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定(令56,57) - 投票管理者(市町建管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送目の決定(令53) - (公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公司日前日日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選舉期日前1日前まで) - (議職元金人のくじを行う場所及び日時の決定(法62,64) - (選舉力入シンステム、機器設置・導通確認 - 配付補予定者・政党等認明を(13:30~16:00) - (選舉力とインシステム、機器設置・導通確認 - 配付 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 21 本 45 市町選举管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00) - (選舉人名等登録基準日・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準日6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準日6/1・登録日6/1 - 本 2 1 本 30 ・定時報を確立の記書を紹示を記書を記号を請して会録日(13:30~16:00) - 選挙人名等登録基準日・登録日1(13:30~16:00) - 選挙人名等登録者数の号の日報(法222) - 選挙人名簿登録者数の号の日及び3分の日の数の合売(地台法74ほか) - (選挙人名簿登録者数の50分の日及び3分の日の数の合売、地台法74ほか) - (選挙人名簿登録者数の50分の日及び3分の日の数の合売、地台法74ほか)</td> <td></td> <td>合種準備         ・不在者投票記載場所の決定(令56, 57)           ・投票管理者(市町速售委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成           ・不在者投票目報等の企亦日前動送日の決定(令53)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は公元日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は次の受理(令500)、④           ・不在者投票目案の受理(令500)、④           ・不在者投票目案の受理(令500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不体者投票目標を担認して対立さる。)(今65011、在外別23)           ・開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法61、今67)           ・開業所・開票場所・開票開始時刻の決定(法62、20)           ・配布計画の作成等(法170①、②)           水 本 21 本 40 広機者を開業表員会委員長・書記長金護(13:30~16:00)           オ 本 11 本 31 連第1回投開票連載リー・サル (オンライン)           日本 22 ・名塚届出政党等裁判署           日本 23 ・名塚届出政党等表表表示の分別第2           日本 24 本 40 立機構予定者・政党等裁判の不合投票を課金           日本 23 ・名塚届出政党等裁判をの予定目的(1)           日本 24 本 40 立機構不等・在外投票用紙等の受領完了           日本 24 本 54 本 25 全 を 25 を 25 を 25 を 25 を 25 を 25 を 25</td> <td>  全種準備</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市西道管委員長, の事務報酬執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票記載場所の決定 (今53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 投票は公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 投票は公元目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 - (会議等期目前1日前まで) - (選挙期目前1日前まで) - (選挙期目前1日前まで) - (関票管理 - (開票管理 - (所票所・開票局所・開票局所・開展局等の設定(法60.20) - (選挙期目前1日前まで) - ( 国票管理 - ( 所票所・開票局所・開票局所・開展局等の設定(法60.20) - (</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56、57) - 投票管理者 (市西道管委員長 の事務報助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用報等の公示目前副送目の決定 (令53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示目前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - ( 24</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市市運售委員長、の事務制動制行者の決定、事務分担の作成 - 存在者投票記載場所の次末 (今56,53) - (公示目前1日以降とする, ただし、特定圏外派遣隊員の不在者 投票は公示目前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - (温達期日前1日前まで) - (温達期日前1日前まで) - (国達学的日間にあたる日 (5月20日) 以降) - (国達学的日間に対してきる。) (今550月、在4月220日) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国本) - (国票管理委員会委員長・書記長会議(13:30~15:00) - (国本) - (国本)</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票管理書 (市市運管委員長、0事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53) - (公示日前日102年 27。たたし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降) - 不在者投票請求の受理(今50①、④) - (4年20月 2月 2月</td> <td>- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票信用 (中国連管委員長、の事務補助制作者の決定、事務が担の作成 - 不在者投票開業や公示日前型と目の決定(令53) - (公示日前日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前12日(6月20日)以際) - 不在者投票請求の受理(今50①、④) - (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前1日(6月20日)以際) - (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前1日(6月20日)以際) - (金養期間前日前日前五年で) - (金養期間前日前日前五年で) - (金養期間前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日</td> <td></td> <td>- 不在者投票配款場所の決定(今55、57) - 投票管理者(市町運管委員長、の事務補助制行者の決定(等53) - (公示日前日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前1日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前1日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (当年) - (当年)</td>		=	=			= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =								7.11. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3. 1.3.	- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票管理者(市町選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(今53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降) - 不在者投票開業の受理(令50①、④) - 11 在外選挙投票 - 在小選挙投票 - 在外選學投票(本670①、④) (選挙期目前日前日前まで) (養離院議員の任期第7日前60日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を 郵送することができる。)(令65011、在外則23) - 開票管理	各種準備         ・ 不在者投票記載場所の決定 (令56、57)           ・投票管理者 (市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成           ・不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定 (今53)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票はなの計目1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は次の計算を投票           ・不在者投票開業の受理 (今50①、④)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目標本の登理(65010)           (公司期間1日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前月日前0日日本できる。(54011、在外別23)           (選挙期目前4日前第7日前0日日本たる日(5月26日)から投票用紙等を創意さることができる。)(令65011、在外別23)           (選挙期日前3日 7日)         (第季期報時時期時期時期時期時期時期時期時期間           (選挙期日前3日 7日)         (第章期日前3日 7月7日) 午後5時以降)           (選挙知日前3日 7月7日)午後5時以降)         (13. 選举公報           ・配布計画の作成等(法170①、②)         (本の本)           本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 和 市 計畫等管理委員会員長・書記長会議(13:30~16:00)         オン           本 本 和 市 五 本 和 市 五 本 和 市 五 全 表 中 成党等 前 9 会 13:30~17:30)(市 市 の 上 成 市 五 大 本 和 市 五 本 元 大 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本	<ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目本の公司(自20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票請本の受理(今50①、④)</li> <li>11. 在小選等投票</li> <li>・ 在台投票請本の受理(今50①、④)</li> <li>12. 在小選等期前4日前4日の日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を郵送機関金投票に使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(当職務代理者の選任(内定)(法61、今67)</li> <li>・ 開票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、今67)</li> <li>・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 開票が・開票が・開票所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 18. 選挙公報</li> <li>・ 18. 選挙公報</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 18. 直報本ンセインシスカム、機器設置・導通確認</li> <li>・ 18. 直本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>水 本 27 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要) A B B 太 12 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要) A B B 大 1 本 21 本 31 上 39 ・定時登録(基準目6/1・登録目6/1)</li> </ul>	<ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         <ul> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目本の公司(自20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(今53)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(今53)</li> <li>・ 不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(公司申前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>(日本外選等型用紙等の選集に使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>(選挙期日前4日前まで)</li> <li>(審議院議員の任期第下目前60日にあたる日(5月26日)から投票用紙等を郵送を力が、「開票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、令67)</li> <li>・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法63、64)</li> <li>・ 開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・開票が・</li></ul></li></ul>	<ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面建管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)         (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 不在者投票開業の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 不在者投票開業等の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>・ 在本投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>・ 11. 在外選等投票(上使用する投票用紙等の請求受理(令65011①)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前4日前まで)</li> <li>・ (選挙期日前3日で)</li> <li>・ (選達期日前3日で)</li> <li>・ (選達期日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達明日前3日で)</li> <li>・ (選達報日前3日で)</li> <li>・ (選達報日前3日で)</li> <li>・ (選達報子ンラインシステム 機器設置・薄通確認</li> <li>・ (選達報子ンラインシステム 機器設置・薄通確認</li> <li>・ (国課を登録を受し、書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 市団選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 市団選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00)</li> <li> 本 4 日 本 51 本 51 日 本 51 と昨登銭(基年日6/1・登録日6/1)</li> <li> 本 51 本 51 日 20 ・定時登銭(基年日6/1・登録日6/1)</li> <li> 本 11 本 51 日 21 投票用紙等・在外投票用紙等の受傷完了</li> <li> 本 11 本 11 国第1回投開票連報・ルーナル(オンライン)</li> </ul>	<ul> <li>・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)</li> <li>・ 投票管理者(市面選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成</li> <li>・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)</li> <li>(公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票目な公司目前2日(6月20日)以降)</li> <li>・ 不在者投票請求の受理(今50①、④)</li> <li>11. 在外選等投票</li> <li>・ 在者投票目本の受理(今50①、④)</li> <li>12. 情景管理者、同職務代理者の選任(内定)(法61、合67)</li> <li>・ 日本外選等投票</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>13. 選挙公報</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>13. 選挙公報</li> <li>・ 配本計画の作成等(法170①、②)</li> <li>・ 本 27 本 40 立候補予定者・政党等説明会(13:30~17:30)(市町の出席は不要)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~15:00)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~16:00)</li> <li>水 本 21 本 40 立候補予定者・政党等記報会(13:30~16:00)</li> <li>木 本 11 本 31 国第1回投開票基報リハーサル(オンライン)</li> <li>金 本 5 本 23 本 42 全権出政党等名称等掲示路付用台紙(期日前投票所用)の受領完了</li> </ul>	・ 不在者投票記載場所の決定(令56、57)  ・ 投票管理者(市町選管委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成  ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53)  (公示日前日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は大公示目前2日(6月20日)以降)  ・ 不在者投票構成の公理(今50①、④)  11. 在外選拳切器(		各種準備	- 不在者投票記載場所の決定 (寺56、57) - 投票管理者 (市町遺管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示目前郵送日の決定 (寺53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (寺50①、④)  11. 在外選挙投票 - 在外選挙投票 (で用する投票用紙等の経済用紙等の請求受理 (寺65011①) (選挙期日前4日前まで) (選挙期日前4日前まで) (選挙期日前4日前まで) - 開票場所・開票場所・開票開始時刻の決定 (法63、64) - 開票公会人のくじを行う場所及び日時の決定 (法62②) (選挙期日前3日 (7月7日) 午後5時以降) 13. 選挙公報 - 配布計画の作成等 (法170①、②) (選挙期日前3日 (7月7日) 午後5時以降) 14. 直接行うシステム 機器設置・導通確認 - 配布計画の作成等 (法170①、②) 15. 直接対ンラインシステム 機器設置・導通確認 - 配布計画の作成等 (法170①、②) 16. 「日 (本) 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~17:30) (市町の出席は不要) - 本 本 13 本 45 市町選挙管理委員を発見を引き録目が1) - 本 13 本 45 市町選挙管理委員を登録と報告においる (第14402①、④) - 本 13 本 45 市町選挙管理委員の発達期限(要領) - 本 13 本 13 年末日投票投票用紙等の発達開始(今59の5の4⑦) - 本 14 本 19・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始(今59の5の4⑦) - 本 15 本 10 ・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始(今59の5の4⑦)	- 不在者投票記載場所の決定 (寺56、57) - 投票管理者 (市町遠管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票記載場所の決定 (寺58) - 不在者投票用報等の公示日前郵送日の決定 (寺53) - 不在者投票局域を分配 (台20日) 以降) - 不在者投票局域をの受理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの要理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの要理 (寺50①、④) - 不在者投票局域をの郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (寺65011①) - (選挙期目前4日前まで) - (選挙期目前4日前まで) - (	- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市町遺售委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示目前郵送目の決定 (令53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者投票は公示日前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票用状の受理 (今500)、4) - 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (今65011①) - 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (今65011①) - (選挙期目前日前まで) - (選挙期目前日前まで) - (選挙期目前日前まで) - (調業等程理 開票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法61、令67) 開票分 (	- 不在者投票記載場所の決定(令56,57) - 投票管理者(市町建管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送目の決定(令53) - (公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前1日以降とする。1た1人、特定国外派遣隊員の不在者投票は公司日前日日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選挙期日前4日前まで) - (選舉期日前1日前まで) - (議職元金人のくじを行う場所及び日時の決定(法62,64) - (選舉力入シンステム、機器設置・導通確認 - 配付補予定者・政党等認明を(13:30~16:00) - (選舉力とインシステム、機器設置・導通確認 - 配付 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 21 本 45 市町選举管理委員会委員長・書記長会議(13:30~16:00) - (選舉人名等登録基準日・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準目6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準日6/1・登録日6/1) - 本 本 1 本 30 ・定時登録、基準日6/1・登録日6/1 - 本 2 1 本 30 ・定時報を確立の記書を紹示を記書を記号を請して会録日(13:30~16:00) - 選挙人名等登録基準日・登録日1(13:30~16:00) - 選挙人名等登録者数の号の日報(法222) - 選挙人名簿登録者数の号の日及び3分の日の数の合売(地台法74ほか) - (選挙人名簿登録者数の50分の日及び3分の日の数の合売、地台法74ほか) - (選挙人名簿登録者数の50分の日及び3分の日の数の合売、地台法74ほか)		合種準備         ・不在者投票記載場所の決定(令56, 57)           ・投票管理者(市町速售委員長)の事務補助執行者の決定、事務分担の作成           ・不在者投票目報等の企亦日前動送日の決定(令53)           (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は公元日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は次の受理(令500)、④           ・不在者投票目案の受理(令500)、④           ・不在者投票目案の受理(令500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不在者投票目標等の受理(今500)、④           ・不体者投票目標を担認して対立さる。)(今65011、在外別23)           ・開票所・開票場所・開票開始時刻の決定(法61、今67)           ・開業所・開票場所・開票開始時刻の決定(法62、20)           ・配布計画の作成等(法170①、②)           水 本 21 本 40 広機者を開業表員会委員長・書記長金護(13:30~16:00)           オ 本 11 本 31 連第1回投開票連載リー・サル (オンライン)           日本 22 ・名塚届出政党等裁判署           日本 23 ・名塚届出政党等表表表示の分別第2           日本 24 本 40 立機構予定者・政党等裁判の不合投票を課金           日本 23 ・名塚届出政党等裁判をの予定目的(1)           日本 24 本 40 立機構不等・在外投票用紙等の受領完了           日本 24 本 54 本 25 全 を 25	全種準備	- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市西道管委員長, の事務報酬執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票記載場所の決定 (今53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 投票は公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 投票は公元目前1日以降とする。ただし、特定国外派遺隊員の不在者 - (会議等期目前1日前まで) - (選挙期目前1日前まで) - (選挙期目前1日前まで) - (関票管理 - (開票管理 - (所票所・開票局所・開票局所・開展局等の設定(法60.20) - (選挙期目前1日前まで) - ( 国票管理 - ( 所票所・開票局所・開票局所・開展局等の設定(法60.20) - (	- 不在者投票記載場所の決定 (令56、57) - 投票管理者 (市西道管委員長 の事務報助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用報等の公示目前副送目の決定 (令53) - (公示目前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示目前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - ( 24	- 不在者投票記載場所の決定 (令56, 57) - 投票管理者 (市市運售委員長、の事務制動制行者の決定、事務分担の作成 - 存在者投票記載場所の次末 (今56,53) - (公示目前1日以降とする, ただし、特定圏外派遣隊員の不在者 投票は公示目前2日 (6月20日) 以降) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - 不在者投票請求の受理 (今50①、④) - (温達期日前1日前まで) - (温達期日前1日前まで) - (国達学的日間にあたる日 (5月20日) 以降) - (国達学的日間に対してきる。) (今550月、在4月220日) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国票管理者、同職務代理者の選任 (内定)(法61, 令67) - (国本) - (国票管理委員会委員長・書記長会議(13:30~15:00) - (国本)	- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票管理書 (市市運管委員長、0事務補助執行者の決定、事務分担の作成 - 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定(令53) - (公示日前日102年 27。たたし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前2日(6月20日)以降) - 不在者投票請求の受理(今50①、④) - (4年20月 2月	- 不在者投票記載場所の決定(令56、57) - 投票信用 (中国連管委員長、の事務補助制作者の決定、事務が担の作成 - 不在者投票開業や公示日前型と目の決定(令53) - (公示日前日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前12日(6月20日)以際) - 不在者投票請求の受理(今50①、④) - (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前1日(6月20日)以際) - (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 投票は公示日前1日(6月20日)以際) - (金養期間前日前日前五年で) - (金養期間前日前日前五年で) - (金養期間前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日		- 不在者投票配款場所の決定(今55、57) - 投票管理者(市町運管委員長、の事務補助制行者の決定(等53) - (公示日前日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前1日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者投票 (公示日前1日以降とする。ただし、特定固外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者 (当年) - (当年)

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 [6月22日公示日・7月10日選挙期日]

市町の事務
-------

華州	?	四元 00 元			
心曲珠道	K. h-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	○在外選挙人が投票を行う期日前投票所指定の告示(令65の13ほか) ○不在者投票用紙等の交付場所の告示 ○開票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知 (法61②、今68) ○開票企会人を定めるくじを行う場所及び目時の告示(法62③) ○開票立会人を定めるくじを行う場所及び目時の告示(法64) ・規則前投票所の投票では、法64) ・規則前投票所の投票でよ人選任及び通知(本人及び投票管理者)(法38①、今27) ・規則前投票所の投票でよ人選任及び通知(本人及び投票管理者)(法48の②、38①、今49の7、27) ・投票所入場券の交付開始(今31) ・返季医候補者た名等の通知受理(令92④、①) 及び係補者に名等の金科等の投票管理者、開票管理者への通知(令92⑤、②) ・財用前投票所の投票所及び不在者投票記載場所含む。)における時間要立会人居出の受付開始(送率期日前3日まで)(法62、今69) など常施設使用の個人流說会開催申出書の受付開始(法163、令112①) ・投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における名簿届出政党等の名称等の投票管理者、開票管理者への通知(余120②、台108) 開票立会人居出の受付開始(送率期日前3日まで)(法62、今69) など常能設使用の個人流說会開催申出書の受付開始(法153、⑤) ・投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における名簿届出政党等の名称等の提載順序を定めるくじの実施(法1753、⑤) ・投票所(明日前投票所及び不在者投票配の通知理(法175、規想示する名簿届出政党等の名称等の指載順序の追加受理(方の生施、法175。 ・規定等のの面知(法40②) ・指定投票区及び指定関係投票区の提票をの告示(あらかじめ)(令46①) 及び投票管理者への通知(法40②) ・保護管への面知(法40②) ・保護管への面知(法40②) ・提達的の通知(法40②) ・提達的開閉時刻の特別とげ(線下げ)の告示(法48の2③、40②) 及び投票管理者への通知(法48の2、40②) 及び投票管理者への通知(法48の2、40②) 及び投票管理者への通知(法48の2、40②) 及び投票管理者への通知(法48の2、40②) 及び投票管理者への通知(法48の2、40②)	1 •		
投票	( Ш	118	<b>▶</b> 16	<b>▲</b> 15	▶ 13
<4 IK	. ш		2	3	5
日書	I H	*	俐		
		6,5,2,2,8 6,5,2,6,2,8 6,5,2,6,2,6,2,6,2,6,2,6,2,6,2,6,2,6,2,6,	6月24日	6月25日	6月27日

# 第26回参議院議員通常選挙 事務日程 【6月22日公示日・7月10日選挙期B】

2. 市	市町の事務	事務		【6月22日公示日・1月10日選半朔日】	
ш	田器	公示日	投票日	処理事項	備考
6月30日	ĸ	8	▲ 10		
				・投票所における比例代表名簿届出政党等の名称等掲示の受領・占字标雑考等名権の母領	
7月4日	町	12	9 ◀	□期日前投票者数速報(2回目)(~10:	
7月5日	⊀	13	▶ 5		
7月6日	¥	14	▶ 4	<del>     </del>	
				(法49、令59の4(1)) + 阿斯萨华克斯 (- 1、4、2、克斯巴尔格莱卡部區(17年十万)	
				・特例郵便等技票にかかる投票用紙等請求規廠(1/時まで)(佐価は3①)	
				、イオチアシスススシンシン)・ 在外景での影響を表現の指数期限(17時まで)	
7月7日	₭	15	<b>▲</b> 3	■第3回投開票速報リハーサル (オンライン)	
				(・投票立会人の選任、通知期限(法38①、令27))	
				特定国外派遣組織の不在者投票にかかる投票用紙等請求期限	
				(17時まで) (法49、令59の5の4⑤)	
				【開票立会人届出期限】	
				<b>長施(法62②、④</b> )	17:00以降
				知 (法62(8))	
				のではなっている。 はいの の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
				[MXX=17X1=17]	
				(人会のカイル)) 投票 引き おん は おおり おき おいかい おいかい おいかい おいかい おいかい おいかい おいかい かいかい かい	17.00以降
					1
788	4	16	▲ 2		
1 7 7		ָרָ בְּ		(2) 本, 口里, 叶口里, 叶丁子, 三里, 叶口里, 叶口里, 叶口里, 叶口里, 叶口里, 叶口里, 叶口里, 叶口	
日6日/	Н	-	•	②糅上按票12次票(法30) 口苗口拾む田尹举指据(20日)(10_0)	
				- 3	
				3.1 E3.23.40 - FEB.XX.43.4.1 (24-25.21.9.2 ) 题第一方籍基十仓基准在指数。仓第二、人6.5	
				- 两种人名英芬本贝女宗阿斯古人贝达加(第79) 计第二语言 计十七元 人名	
				• 按票四人场券配布完 [ (书31)	
				・投票所、開票所の準備完了	
				□選挙当日有権者数速報(~22:00)	
				口繰上投票区投票結果速報	
7月10日	ш	18	0	0	
				・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖(法132)	
				及び選挙事務所廃止届の受付	
				・投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認(法175①)	
				・不在者投票及び不在者投票調書の送致(令60②、61②)	
				口期日前投票者数速報(最終)(~10:00)	
				口投開票結果等速報	
7月11日		19	1	令74、要領)	
7月12日	¥	20	2		
				· 選挙結果報告等 (要領)	
				執行経費等の報告、受入等	

II 立侯補

参議院長崎県選挙区選出議員選挙 立候補届出受理·公営物資交付等会場配置図

### 候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。

(受付は、午前8時から行います。)

- 2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。
  - (1) 受理は、午前8時30分から開始します。
  - (2)午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。

【ご注意】点呼に応じられない場合、以降のくじには参加できません。

- (3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。
  - ① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。
  - ② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。

なお、受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。 その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。

(4)午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出 受理の終了後、受付順により行います。

【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。((3)と同様)

### 3. 各係の事務内容のご案内

(1) 候補者届出受理係 (「A」の封筒を提出してください。)

立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。

(2) 公営物資交付係

「候補者届出書受理票」を提出してください。公営物資等の交付を行います。

(3) 諸届受理係・ビラ証紙交付係(「B」の封筒を提出してください。)

諸届(「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」及び「選挙運動事務員等届」)及び選挙運動 用ビラ証紙交付申出書を提出してください。

選挙運動用ビラ証紙の交付申出を行った場合、選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。

(4) 証明書交付係

証明書等の交付を行います。

(5)選挙公報受理係(「C」の封筒を提出してください。)

選挙公報の掲載申請を行ってください。

(6) 政見放送受理·公費負担受理係

選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。なお、政見放送に関する手 続きはありません。

### 4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

### 1 記者発表要領

発表の種類及び内容等 		[6月2	.2目(水)公示、7月10日(日)	選挙期日】
発表の種類			発表の内容	発表様式
	Н Н	自 自		
選举人名簿登録者数	6月21日 (火)	集計完了次第	市町別、男女別の選挙人名簿登録者	参発-1号
	(公示日の前日)	(15時頃)	16数人で10日ン28年人も停止終日数 (国内+在外、国内、在外)	[4-k] [HP]
立候補受理状況	6月22日 (水)	10時15分	立候補者一覧表	参発-2号
	(公示目)	15時15分	(届出受理番号、受理時刻、届出の別、氏名、一のウェブサイト等のア	[1/-1/]
		17時15分	ドレス、本籍、住所、年齢、党派、職業及び新現元の別)	
日前投票者数	[第1回目]		士野門7-6-1960 (□) 超先必据□	参発一期日前
	6 A 27 H (A)	12時	前投票者数及び投票率(対選挙人名簿登録者数比)	[4-1/]
	CI II 16			(ur)
	[第2回目]		市町別に7月3日(日)現在の期日	
	7月4日(月)	12時	前投票者数及び投票率(対選挙人名 簿登録者数比)	
	(選挙期日6日前)			
	[第3回目]		日期少少眭(参)日8日~利昭畑半	
	7月9日(土)	12時	またが、これでは、30mmである。 では要素数及び投票率(対選挙人名言をある。	
	(選挙期日の前日)		海曼球者 数比)	
	[最終]			
	7月10日(日)	12時	市町別に期目前投票者総数(最終) 及び将画率(対当日有権者数比)	
	(選挙期日)			
繰上投票区投票結果	(干) 日6日2	集計完了次第	繰上投票区別に男女別の選挙当日有 接老券 転出出門で投票を せん	参発一3号
	(選挙類日の前日)	(22時30分頃見込み)	,	[1/-1/
選挙当日有権者数	7月10日(日)	10時		-4号
[選挙区·比例代表]	(選挙期日)		(国ピリー(エブト、国ピリ、(エブド)	(/-/r) [HP]
	7月10日(日)	10時現在	市町別、男女別の推定投票率及び前	参発一5号
	(選挙期日)	11時現在	回同時刻の推定投票率	[4-k] [HP]
		14時現在		
		16時現在		
		18時現在		
		19時30分現在		
		<u>をそれぞれの</u> 50分後		
	7月10日(日)	集計完了次第	市町別、男女別の選挙当日有権者	選挙区・様式1-1,1-2,1-3
[選挙区・比例代表]	(選挙期日)	(23時頃見込み)	数、投票者数、投票率及び前回投票 率との差(国内+在外、国内、在 A、)	1
				[4-k]

及世分佈指	発表	発表時刻	数単の市会	11 14 11 13
七久~~単板	н н	晶 轴	お女のどら中	7 X X X
8 開票状況 (県中間)	7月10日(日)	7月10日(日) 22時30分を第	<開票状況(中間)> 市町別、候補者別の得票数及び	選挙区・様式2
開票結果(県確定)	T 回日 C (選挙期日~) 30分ごとに	1回目の2030分ごとに	開票進捗率 ※各市町の中間有	選挙区・様式3
【選挙区】			く開票結果> 古町町 - 保雄老町の亀画巻 - 右外投	
			The July、医阳白加克特索数、自为dy 票数、無効投票数、投票総数及び投	
			票者総数	[/~//] [HP]
9 開票状況 (県中間)	7月10日(日)	23時を第1回	f町別、名簿届Fill / 駐台社会社。	比例・様式2~6
開票結果 (県確定)	(~日崩索薬)	日として1 時 次 (選挙期日~)   間ばとに	5.(右に作らむ)の作宗教、関教、無効投票数、投票総数によりません。	
【比例代表】			票者総数 ※各市町の確定結果のみ	[x-v] [HP]

【HP】:県選管ホームページへの掲載 ※ [メール】:電子メールによる資料提供

### 2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに下記電子ファイルを送信後、2と4を除く1~9については、 県選管ホームページ(http://www.pref.nagasaki.jp/senkyo/)にも掲載します。

<b>ルトムCハナイエ</b>	) Fファイル	エクセルファイル及びCSVファイル(総務省CSV)
1. 3. 4. 5. 6 $\pm 9$	2 PD	7.8.9 エク
上記「発表の種類」		

### ※CSVファイルは、市町単位及び県集計

【各社指定のEメールアドレスについて】

各社指定のEメールアドレス(2つまで)について、下記により報告をお願いします。

(1) 各社指定のEメールアドレス(2つ指定する場合はそれぞれのEメールアドレス)から、

下記Eメールアドレスあてに明日(9日(木))の<u>17時までにメールを送信</u>してください。 なお、メール送信の際は、必ずメールの本文に次の $\mathbb{T}$ ~ $\mathbb{A}$ を明記してください。

① 送信先の名称等(例えば「〇〇新聞社〇〇課」のように具体的に記入)

- ② 担当者氏名
- ③ 連絡先電話番号
- ④ FAX番号(メール不通の場合のFAX送信先)

【送信先Eメールアドレス】 senkan@pref. nagasaki. lg. jp

※記者発表は、このEメールアドレスから送信します。

(2) (1)のメール受信を確認しましたら、受信確認のメールを返信いたします。

(3) 6月17日(金)午後に1回目のメール送信テストを行いますので、受信を確認(添付ファイルが 開くかどうかを確認)次第、受信確認のメール(社名・担当者名を明記)の返信をお願いします。

# 3 参考資料(市町ごとの個票)の提供内容・方法

項目	参考資料の提供内容	発表様式
1 開票状況個票(市町中 1 間)	・市町の開票状況速報の個票チェックリスト	エクセル (様式A)
[図索觀]	[県選管への報告タイミング:概ね50%開票時点]	[4-4]
2 開票結果個票(市町確 2 定)	・市町の開票状況速報の個票チェックリスト	エクセル (様式B-1,2)
【図索翻】	[県選管への報告タイミング:開票結果判明次第]	[4/
3 開票結果個票(市町確 3 定)	・市町の開票状況速報の個票チェックリスト	エクセル (様式C-1,2)
【比例代表】	[県遠管への報告タイミング:開票結果判明次第]	[4-1/]

(1) 県選管の投開票速報集計会場の設置場所:行政棟4階市町村課

(2) この発表を円滑に行うために、次のことにご協力をお願いします。

① 各報道機関は、取材に当たって各市町選挙管理委員会の投開票事務に支障のないよう ご留意ください。

② 投開票速報集計会場へは、選挙期日は立ち入らないでください。

③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、すべて幹事社を通じて行います。④ 選挙期日当日の投開票速報集計会場の電話番号は(095-895-2137)です。

⑤ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。

県選挙管理委員会書記室 総括書記長補佐 小橋 和則

### 2 投開票等速報実施要領

第26回参議院議員通常選挙における投開票結果等の速報については、この要領に定めるところにより ます。

### 1. 速報実施方法

### ■メールによる報告

○下記の「2. 速報の種類及び速報時刻等」における「1.選挙人名簿登録者数」から「5.推定投票率」にかかる速報については、全市町とも、直接、当委員会へメールにより報告してください。

### ■オンラインシステムによる報告

〇「6 投票結果【選挙区・比例代表】」、「7 開票状況・開票結果【選挙区】」及び「8 開票結果

【比例代表】」については、投開票オンラインシステムによる報告を行ってください。

※オンラインによる報告後、訂正等が発生した場合は、至急、県漢管投開票連報会場へ必ず電話で連絡し、

県選管の指示する方法により訂正の報告してください。

### 2. 速報の種類及び速報時刻等

	1 年 日 任 報	華郵	速報の日時	21 单带区	お仕様士
	本制の推奨	日旨	倡報	<b>予申</b> 设田	+K □ 1% T.
-	選挙人名簿登録者数	(平) 目12旨9	11:00#	在外選挙人名簿登録者数を	参受-1号の1,2
		(公示日の前日)	710 H 00:11	きた。	
2	期日前投票者数	【目回1第】		日第のシ羊(日)日92日9	参受一期日前
		6月27日 (月)	10:00までに	前投票者数の累計	
		(選挙期日13日前)		在外期日前を含む。	
		【第2回目】		7月3日(日)までの期日前	
		7月4日(月)	10:00までに		
		(選挙期日6日前)		在外期日前を含む。	
		【目回ε第】		<b>単日解のシ羊(等)日8日</b> L	
		7月9日 (土)	10:00までに	投票者数の累計	
		(選挙期日前日)		在外期日前を含む。	
		【參譽】		期日前投票者の総数	
		7月10日(日)	10:00までに		
		(選挙期日)			
က	繰上投票区投票結果	(干) 目6旨/	投票結果が判明次第	全投票区分をまとめて報告	
		(選挙期日の前日)	直ちに	期日前投票者数を含み、指 定関係投票区以外の投票区 にあっては、不在者投票者 数を含む。	参受-2号
4	選挙当日有権者数	7月9日 (土)	+	繰上投票区の有権者数及び	参受-3号
		(選挙期日の前日)	22:00まで	在外選挙人を含む。	

### 2. 速報の種類及び速報時刻等 (続き)

留意事項 報告様式					0 5	ツ ド ト エ			オンラインシステムによる報告				オンラインシステムによる報告				による報告		オンラインシステム	による報告		
		投票率は、小数点以下第3份を加始ます。	はと口にすべて、おくはらで質出する。	選挙当日有権者数は「国	内」を用いる。	期日前投票及び不在者投票	者数は含めない。	※すべての投票所が18時ま でに閉鎖される市町は報告 不要。		者、繰上投票者及び在外投 票者の脱落や二重計上がな いよう注意する。	在外不在者投票、在外期日前投票、洋上投票、国外不在者投票など、頻度が少なた者投票など、頻度が少ないものに注意する。	各候補者の得票数は、報告	現在の累計数			オンラインシステム						
速報の日時	時間	10:00現在	11:00現在	14:00現在	16:00現在	18:00現在※	19:30現在※	をそれぞれ20分後 までに	投票結果が判明次第	直ちに		[誯中]	[全市町]	開票進捗率概ね50%時点		[確定]	開票結果判明次第	直ちに	[確定]	[全市町]	開票結果判明次第	
速	月日	7月10日(日)	(選挙期日)						7月10日(日)	(選挙期日)		(日) 日01日/	~11目 (月)	(選挙期日から	開票終了まで)				(日)日01日/	~11目 (月)	(選挙期日から	開票終了まで)
速報の種類		5 推定投票率							6 投票結果	【選举区·比例代表】		7 開票状況(中間)	【選挙区】			開票結果(確定)	【選挙区】		8 開票結果(確定)	【比例代表】		

# 3. 比例代表選挙における県選管による按分結果の確認(任意制)

比例代表選挙における按分計算は非常に複雑であることから、希望する団体に限り、県選管において 開票録の一部の確認を行います。当該確認の希望については、別途照会します。

①開票録ー(2)有効投票の内訳—同条第3項の同一の参議院名簿登載者の氏名、氏若しくは名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称のみを記載したもの(別紙1)

②開票録ー(2)有効投票の内記—同条第5項により当該参議院名簿登載者又は当該参議院名簿届出 政党等にあん分したもの(別紙2)

# 4. オンラインが不通となった場合の報告様式について

オンラインにより報告を行うものについて、万が一、オンラインが不通となった場合は、県選管において 代行入力を行うので、次の様式をFAX又は様式の内容を電話連絡することにより速報を行ってください。

(1)選挙区投票結果・・・・(参受ー5号の1)

(2)比例代表投票結果・・・・(参受一5号の2)

(3)選挙区開票状況(中間)・(参受-6号)

(参受-04) (4) 選挙区開票結果。

(按分票がある場合は、\*「6号 付表」もあわせて送付)

(5)比例代表開票結果・・・・(参受-7号の1及び別紙、7号の2)

(按分票がある場合は、希望する団体に限り「開票録の写し(別紙1・2)」

もあわせて送付)

※(参受-6号)及び(参受-7号の1)については、公示日後、候補者名、名簿登載者名等を記入 したものを配付します。

## 投開票にかかる緊急連絡先(県選管書記室)

場 所:県庁行政棟4階市町村課

電 話:095-895-2137

メール: senkan@pref nagasaki lg jp FAX:095-823-4166

※ FAXにより速報を行う場合は、送信用紙(かがみ)は付けないでください。

※ オンライン、FAXによっても速報ができない場合は、電話で速報してください。

電話により報告する場合は、必ず市町名及び発信者の名前を告げ、受信者の氏名及び速報時間を

確認してください。

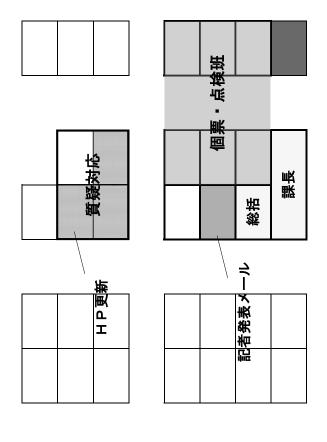
### 6. その他の留意事項

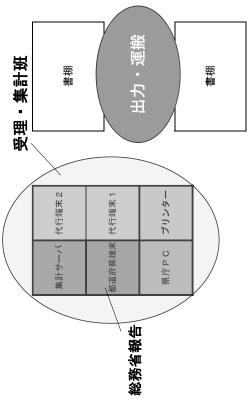
- (1) 速報にあたっては、必ず「市町名」「発信者の氏名」を明記してください。
- また、内容確認が必要な場合に、速報担当者に確実に連絡がとれる電話番号を明記してください。 (2) 訂正又は送信不良等で再度報告する場合は、余白に「訂正分」または、「再送分」と記載し、
- (3) 県選管への速報後、その内容について報道機関へ市町選挙管理委員会において任意に発表する 併せて報告時刻及び報告回数を見消し修正するとともに、**必ず電話連絡**を行ってください。
- ただし、その後の開票事務や県選管への速報に支障がでないよう注意してください。 ことは差し支えありません。
  - 待機解除については、県選管から開票所への電話連絡を行います 4

なお、待機解除後も全国の開票結果が出るまでは、緊急連絡をする場合もあるので、

また、オンラインシステムの機器等も撤去せずに、そのままの状態にしておいてください。 緊急連絡先の携帯電話は、電源を切らずに連絡がとれる状態にしておいてください。

## <R4参議速報受理体制図>





### Ⅳ 委員長談話

# 長崎県選挙管理委員会委員長談話

十日(日曜日)に投票が行われることになりました。 本日、第二十六回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来る七月

意思を政治に反映させることのできる、もっとも重要な制度であります。選挙は、有権者が投票という手段により政治に参加し、主権者としてその

重な一票を投じられるよう切望いたします。見、各政党等の政策・公約を見極め、自らの自由な判断によって、もれなく貴見、各政党等の政策・公約を見極め、自らの自由な判断によって、もれなく貴有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄や識

いいたします。して、現況と将来を捉え、自分の考えを一票に託していただきますようお願して、現況と将来を捉え、自分の考えを一票に託していただきますようお願特に、若い世代の皆さんにおかれましては、次世代を担う主権者の一人と

は政党等の名称を記載して投票してください。氏名を、「○に比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又今回の選挙では、「○に選」の印がある選挙区選挙の投票用紙には候補者の

すので、ご留意ください。候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされま候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされます。また、比例代表選挙においては「特定枠制度」が導入されており、特定枠の

だき、大切な一票を無駄にすることのないようお願いいたします。票制度や不在者投票制度がありますので、こうした制度を十分にご活用いた、おお、投票日当日、やむを得ない用件などで投票できない方は、期日前投

染対策を講じております。安心して投票へお越しください。 また、投票所や期日前投票所等は、定期的な消毒や会場の換気など、感

られるようお願いいたします。に、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を展開され、有権者の信頼に応えに、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を展開され、有権者のにしただくととも候補者及び運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていただくととも

民主政治の健全な発展を期し、ここに強くお願いする次第です

令和四年六月二十二日

長崎県選挙管理委員会委員長 葺本 昭

晴

### 【投票日

# 長崎県選挙管理委員会委員長談託

本 日 は 第二 十 六 回 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 0 投 無日 で

だき、 れなく 有 権 各 投じていただきたいと存じます。 者 候 0 補 皆 者や政党等の政見、 様 15 お か 机 まし ては、 政策を見 今 回 0 極め 選 挙 た上で、 0 重 要 性 貴 を 重な一 十 -分認 票をも 識 いた

して、 特 1= 積 若 極 1,1 的 世 15 代 投票していただきますようお願いいたします。 0 皆様 15 お かれましては、次世代を 担う 主 権 者 0 人と

者 補 0 者 今 氏 の氏名を、「○に比」の印がある比例代表選挙の 回 名又は政 0 選 一挙で 党等の名称を記載して投票してください。 は、「〇に 選」の 印 -がある! 選 挙 区 選 挙 投 0 票 投 用 票 用 紙 紙 15 は 15 候は 補 候

定 なされます 枠 ま た、 0 候 補 比 ,ので、 者の氏名を記載した投票は 例 代 表 ご留意ください。 選 挙においては 「特定枠 政党の 制 度」 名称を が導入されてお 記 載した 投票とみ 9 特

指 V) 消 ま 投 す。 票所 毒など 安心して投票所へお出かけください。 15 感染予 お ( ) ては、十分な新型コロナウイ · 防 対策にご協力をお願 ι, いたします。 ル また、 ス感染症 マ 対策を講じて ス ヘクの 着用 お 手

当 忘 者 れな てし お、 申 まっ L 万 出 てく た ŋ 皆 、ださい した場合でも投票できます 様 のお手元 15 配 配布され た投票所 0 で、 入場券をなくしたり、 そ 0 際 は 投 (票所 0 担

期 待 有 権 た 者 L  $\mathcal{O}$ します。 皆 様 が 大 切 な \_ 票 を 棄 権 することなく、 投 じら 机 ることを

令和四年 七月 十日

長崎県選挙管理委員会委員長 葺本 昭晴